

ねんきんコーナー

◎ お得で便利な保険料の口座振替納付・クレジットカードによる納付のご案内

口座振替（預貯金口座からの引き落とし）やクレジットカードによる納付は、納付書による納付に比べて、金融機関などへ行く手間が省け、納め忘れが防げるため大変便利です。

保険料の納付は口座振替による納付が一番お得です。

口座振替などで前納制度を利用して、保険料をまとめて納付されると、毎月納付書で納付するより最大16,100円割引され大変お得です。

また、前納制度を利用した場合、口座振替による納付は、納付書、クレジットカードによる納付よりもさらに割引されます（クレジットカードによる前納、納付書による前納の割引は同額となります）。

◆6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）の場合

口座振替は1,160円の割引、クレジット・納付書前納は830円の割引

◆1年前納の場合 口座振替は4,270円の割引、クレジット・納付書前納は3,620円の割引

◆2年前納の場合 口座振替は16,590円の割引、クレジット・納付書前納は15,290円の割引となります。（令和6年度額）

さらに、口座振替の場合、当月末振替で1か月ごとの納付でも、60円割引されます。

この機会にぜひ「口座振替・クレジットカードによる納付」または「納付書前納制度を利用したまとめ払い」をされることをお勧めします。ご希望の方には申込用紙を送付しますので、幡多年金事務所までご相談ください。

（☎34-1616 音声案内2→2押下）

～前納（2年・1年）の申し込みを希望される方へ～

令和6年度の申し込みはすでに終了しています。

令和7年2月末日までに6カ月前納（4月～9月分）、1年前納（4月～翌年3月分）、2年前納（4月～翌々年3月分）をお申し込みいただくと、令和7年4月末日からの前納が可能です。

それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です（注：すでに納付書により令和7年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和7年4月末から引き落としが開始されます）。

納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申し込みができます（割引額は口座振替納付の場合と異なります）。

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

◎ 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付金）のお知らせ

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において所得割額から定額減税が行われています。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、給付金が支給されます。

◆対象者 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方が納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる納税義務者

◆給付額 ①+②の合計額を1万円単位で切り上げた額

①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額

②個人住民税所得割分減額可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

◆手続き方法 8月1日以降に対象者に案内文書・確認書をお送りします。確認書に必要事項を記入・貼付のうえ、期限までに返送または窓口にて提出してください。

◆提出先 本庁住民課住民税係・佐賀支所地域住民課総合窓口第1係

◆申請期限日 10月31日（木）

- お問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816



総務省調整給付
パンフレット